

全国労保連が実施している『**労保連労働災害保険**』の**基本補償内容及び保険料割引制度を拡充**します。
 保険契約中の事業主の皆様、保険契約していない事業主の皆様も併せてご案内いたします。
 保険契約中の事業主の皆様には継続契約を、保険契約していない事業主の皆様には新規契約を、ご確認ください。

実施時期：令和8保険年度契約分（令和8年8月1日）から
拡充内容：脳・心臓及び精神疾患（脳・心疾患等）を基本補償に追加、
保険料割引率の上限引上げ
※具体的な拡充内容は次のとおり



”脳・心疾患等”が基本補償に追加されます！



現在、選択補償になっている**”脳・心疾患等”（*1）が基本補償に追加**され、全ての保険契約で補償対象になります（*2）。
 これに伴い、**業務災害、通勤災害と脳・心疾患等が基本補償になり、保険料が一本化**されます。
 労保連労働災害保険は、基本補償に通勤災害と脳・心疾患等が含まれるので、**特約（オプション契約）は不要**で保険料が抑えられます。

- *1 労働基準法施行規則別表第1の2第8号および第9号の疾病をいいます。
- *2 労災認定を受けていること、発症日が保険契約期間中であることなどの一定の条件があります。

基本補償と年間保険料の例 ※年間保険料は前年度賃金総額1,000万円、Ⅲ型A（休業補償含む最も手厚い補償）契約で試算

業種 (例)	令和8保険年度契約(令和8年8月)分から		令和7保険年度契約(令和8年7月)分まで	
	基本補償に含む災害	年間保険料(円)	基本補償に含む災害	年間保険料(円)
建築事業	業務災害(脳・心疾患等含)、 通勤災害	83,600	業務災害(脳・心疾患等含)、 通勤災害	84,000
その他の 各種事業	業務災害(脳・心疾患等含)、 通勤災害	6,010	業務災害、 通勤災害	83,600
			業務災害(脳・心疾患等含)、 通勤災害	6,040
			業務災害、 通勤災害	6,010

※従来の「脳・心疾患等補償なし」の保険料と同額で補償



保険料の割引率の上限が12%に拡大します！



長期にわたって継続契約いただいている無事故の事業主様のために、**割引率を拡大**しました。
 また、割引契約中に、万が一、労働災害が発生してしまっても、**翌保険年度の保険料割引率の引下げ幅を抑制**することにしました。

令和8保険年度契約（令和8年8月～）分から		令和7保険年度契約（～令和8年7月）分まで	
割引率(%)	労働災害発生後の引き下げ割引率(%)	割引率(%)	労働災害発生後の引き下げ割引率(%)
3	-	3	-
4	-	4	-
5	-	5	-
6	-	6	-
7	-	7	-
8	3	8	-
9	4		
10	5		
11	6		
12	7		

※些細な労働災害でも割引適用除外

お問合せ先

取扱事務組合

全国労保連 都道府県支部

一般社団法人 全国労働保険事務組合連合会
 〒102-0076 東京都千代田区五番町12-3 五番町YSビル
 TEL. 03-3234-1481 FAX. 03-3234-8880